

預貯金等の資産の額がわかる書類について

申請日時点での資産がかわる書類の写しが必要です。

☆預貯金等資産の例

資産の種類	対象か 否か	必要な書類
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し（インターネットバンクも同様） ・銀行名・支店名・口座番号・口座名義人の記載ページ ・直近二か月分の出入金履歴と申請日時点での最終残高がわかるページ ・定期預金の該当ページ （通帳に定期預金のページがあれば定期預金残高がなくても写しが必要）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の 口座名義等と口座残高記載部分の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の 口座名義等と口座残高記載部分の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座名義等と口座残高記載部分の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローン）	○	借用証書などの写し
生命保険	×	-
自動車	×	-
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握がこんなんであるもの）	×	-
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	-